

草加市教育委員会会議録

令和 5 年第 1 回定例会

令和5年草加市教育委員会第1回定例会

令和5年1月23日（月）午前9時から

教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル4階）

○議 題

第1号議案 草加市学校運営協議会委員の任命について

第2号議案 職員の分限処分（病気休職）の期間短縮について

第3号議案 令和5年2月1日付け職員の人事異動について

第1号報告 職員の人事に係る専決処理の報告について

第2号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

第3号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

第4号報告 草加市奨学資金貸付審査会委員の委嘱の報告について

○出席者

教 育 長	山 本 好 一 郎
教育長職務代理者	小 澤 尚 久
教 育 委 員	加 藤 由 美
教 育 委 員	宇 田 川 久 美 子
教 育 委 員	川 井 か す み
教 育 委 員	峰 崎 隆 司

○説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	河 野 健
教育総務部副部長	川 西 潤 一
総務企画課長	浅 古 亮 一
学 務 課 長	鈴 木 英 治
指 導 課 長	和 田 卓
教育支援室長	篠 崎 光 浩

○事務局

山 岸 亮
西 塔 翼

○傍聴人 0 人

午前9時00分 開会

◎開会の宣言

○山本好一郎教育長 ただ今から、令和5年教育委員会第1回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○山本好一郎教育長 事務局から、前回の会議録を朗読願います。

———— 前回会議録の朗読 ————

○山本好一郎教育長 ただ今、事務局から前回の会議録の朗読がありましたが、これにつきましてご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

（「ありません」と言う者あり）

○山本好一郎教育長 よろしければ承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○山本好一郎教育長 以上で、前回の会議録の承認を終了いたします。

◎議案審議

○山本好一郎教育長 ただ今から審議に入らせていただきます。本日の案件は、追加案件も含めて、議案が3件、報告が4件となっております。

なお、第1号報告と本日追加提出いたしました第2号議案及び第3号議案につきましては、人事に関わる事柄でございますので、秘密会とし、共に関連がございますので一括して最後にご審議をいただきたいと思いますのですが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○山本好一郎教育長 それでは、第1号報告及び第2号議案、第3号議案につきましては秘密会とし、最後にご審議いただくことといたします。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第1号議案 草加市学校運営協議会委員の任命について

○山本好一郎教育長 初めに、第1号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第1号議案、草加市学校運営協議会委員の任命についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、学校運営協議会規則第8条の規定により、委員を任命する必要を認めたものでございます。

内容でございますが、令和4年12月20日、草加市立長栄小学校、嶋田弘之校長より、同校学校運営協議会委員、山崎光雄氏の推薦がありました。

推薦理由といたしまして、同校の学校運営協議会は5人で編成されておりましたが、金明町会長の同校学校運営協議会委員である中村利治氏のご逝去されたことに伴い、後任として山崎光雄氏を同校校長が令和4年12月20日付けで推薦をしたものになります。

山崎光雄氏は、現在の金明町会長であり、学校、地域の連携を進めていく上で、地域の中心となって活動してもらえる人物であるとの報告を受けております。同校校長から、令和5年2月に開催を予定している学校運営協議会から参加をしていただきたいとの意向を尊重し、学校運営協議会が開催される前に、山崎光雄氏の任命についてご承認をお願いいたします。

なお、委嘱の期間は、議決をいただいた日から令和6年3月31日までと考えております。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 後任の山崎氏も町会長さんということで、地域のことをよくご存じの方でふさわしいのかなと思います。ただ、メンバーは全員男性で、女性の方も入っていただくようなチャンスがないことが残念かなと思います。今後は、その辺りをもう少し学校としても考えてもらえるといいかなと思います。

○説明員 ご意見ありがとうございます。学校運営協議会委員については、5人から10人という編成をされていますので、今後、必要な限り、恐らく校長のほうから追加をしていくことになると思いますが、教育委員会からもそのような指導はさせていただきたいと思っております。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第1号議案については、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第1号議案については、可決いたします。

◎第2号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第2号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第2号報告、県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経るべきところではございますが、緊急に処理する必要がある、教育委員会を招集するいとまがないと認め、令和4年12月31日付けで専決処理をさせていただきましたことから、これをご報告するものでございます。

育児休業、小学校教諭3件。3件いずれも女性になります。中学校養護教諭1件、こちらも女性になります。休職の延長、小学校教諭1件、育休復帰、小学校教諭1件、こちらも女性になります。

発令につきまして、欠員補充、小学校教諭1件、代員、小学校育休代員教諭1件、小学校任期付教職員、教諭1件、同じく任期付教職員、講師1件、小学校休職代員、教諭1件、中学校任期付教職員、養護教諭1件です。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 2番の休職延長の教諭の方ですが、その状況等、今の代員等の状況等について、もう少し教えてください。

○説明員 市内小学校の男性教諭になります。病気休職の原因としては、心の病、精神的な病ということになります。この者については、既に病気休職として入っておりましたが、3か月の短い期間での休職を取っていましたので、再度の延長という形になります。今のところ、このまま年度内という形での休職を予定しているところですが、今後また状況を見ながら、その動向については確認をしていきたいと思っております。代替の方も既に入っております。

○峰崎隆司委員 今の方はそうすると、延長は1月1日から3月末ということですか。

○説明員 今回の休職は、12月1日から3月31日という形になっております。

○峰崎隆司委員 休職の延長が再度ということなので、あんまり望ましくないというか、県の指導では、もう少ししっかり休むようにということもあったと思いますが、再々度とならない

ように、やはり気を付けていかなければいけないと思います。

それからもう一つは、代員のほうの欠員補充は、どこの欠員補充ですか。欠員になっていたところがあったのですか。

○説明員 3番のところにあります育休の復帰に伴った代員ができましたので、そのままその形を残して、今度は欠員補充という形を変えて配置をさせていただきました。

谷塚小学校の加配に関する部分で空きがあり、未配置でしたので、そこについて再度配置をするという形をとらせていただきました。

○峰崎隆司委員 代員の中で講師発令は、これは年齢のことですか。

○説明員 そのとおりでございます。年齢は65歳までです。

○峰崎隆司委員 そうですか。分かりました。

○山本好一郎教育長 ほかにご意見、ご質問はございますか。

それでは、第2号報告については、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第2号報告については、承認いたします。

◎第3号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第3号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 第3号報告、草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告についてご説明いたします。

1月6日実施、第6回の審議の結果についてご説明させていただきます。

諮問事項(1)障がいがあると思われる児童生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育的措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がい程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

特別な教育措置1をご覧ください。1、調査依頼人数、調査実施人数は22人でございます。障がいの種類の判断については、2にございますとおり、障がい種を判断できるほどの課題は見られないが1人、知的障害が4人、情緒障害等が16人、肢体不自由が1人ございました。

次に、3、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、障がい種を判断できるほどの課題は見られないと判断された1人は、市教育支援室等の支援を受けながら通常

学級で指導することが望ましい、知的障害と判断された4人は、いずれも知的障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。

続いて、情緒障害等と判断された16人のうち、1人が市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい、1人が通級指導教室（発達障害・情緒障害）での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい、14人が自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。

肢体不自由と判断された1人は、特別支援学校（肢体不自由）で指導することが望ましいと判断されました。

なお、市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましいと判断された児童は、現在、県立特別支援学校に在籍しております。市内学校への転学を検討し、相談を進めているところです。

次に、特別な教育措置2、通級による指導、ことば・聞こえをご覧ください。

1、調査依頼人数、調査実施人数は3人でした。障がいの種類の判断につきましては、2にございますとおり、3人とも構音でございました。

次に、3、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、1人は自然治癒の可能性も認められるため、継続して観察することが望ましい、2人は通級指導教室でことばの指導をすることが望ましいと判断されました。

続きまして、諮問事項(2)障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

特別な教育措置1をご覧ください。調査依頼人数、調査実施人数は21人でございます。障がいの種類の判断については、2にございますとおり、知的障害が10人、情緒障害等が11人でございます。

次に、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、3にありますとおり、知的障害の10人のうち、9人は知的障害特別支援学級で指導することが望ましい、1人は特別支援学校（知的障害）で指導することが望ましいと判断されました。

次に、情緒障害等の11人のうち、1人が市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい、10人が自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。

最後に、特別な教育措置2、通級による指導、ことば・きこえをご覧ください。

今回の調査依頼はございませんでした。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員　この就学支援委員会は、年度内はまだあと1回ぐらいありますか。

○説明員　最後にもう一度、3月にございます。

○加藤由美委員　17ページのことばのほうで3人とありますが、学年は何年生でしょうか。

○説明員　小学校1年生が2人おりまして、1人が構音で要指導、1人が構音で要観察、小学校3年生の1人ですが、こちらは構音の要指導で合計3人となっております。

○加藤由美委員　小学校3年生の1人は、ずっとことばの通級に通っていらっしゃる方でしょうか。

○説明員　今回、判断を受けまして、この後通っていく形になります。今までは通ってはなく、今回、判断が出たという形になります。

○小澤尚久教育長職務代理者　16ページの2のところで、障がい判断できるほどの課題は見られないと、小学校のお子さんが1人出ていますが、就学支援委員会に上がってきたということは、何らかの課題とか留意点とかあったと思います。今後、支援室の支援を受けながらとありますが、その辺についてはどういう経緯で上がってきて、クリアできるというか支援できる体制ができているという判断でしょうか。

○説明員　現在、特別支援学校に通われているお子さんで、理由としましては、ボツリヌス症による体幹機能障害、また、呼吸器の機能障害がございます。進学するときにもご相談があったのですが、その際には医療的ケアが必要なお子さんということと、それまで集団の中で生活したことがない、無菌のところで生活をしているというところがございまして、その関係でまずは特別支援学校を希望され入っております。

今回ですが、令和4年の8月に気管カニューレが取れまして、また、9月に胃ろうのボタンのほうも取れたということで、現在は医療的ケアを行っていないお子さんになります。そして、10月から支援籍学習のほうの回数を増やしまして、お子様、また、保護者のほうのご希望が通常の学校のほうに戻ってきたいという希望がありましたので、現在、支援籍学習を月1回行っております。

今回、移動などにつきましても、階段等の手すりにつかまりながら自分で上り下りできますし、白内障は多少ありますが、その中で通常学級のほうで授業することについては特に支障が

ないだろうということで今回判断を出させていただきまして、4月にこちらのほうに戻ってくる形をとっております。

○小澤尚久教育長職務代理者 慣らしを始めていて、4月からは全面的に、こちらに週5で通われるということで、あと、ご家庭の協力も十分に得ながら、また、支援室も支援しながら、学校と一体になってやっていくということですね。

○説明員 はい。

○小澤尚久教育長職務代理者 分かりました。よろしくお願いいたします。

◎第4号報告 草加市奨学資金貸付審査会委員の委嘱の報告について

○山本好一郎教育長 次に、追加提出いたしました第4号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 それでは、第4号報告、草加市奨学資金貸付審査会委員の委嘱の報告につきまして説明をさせていただきます。

当該審査会の委員構成として、推薦母体である草加市民生委員・児童委員協議会から丹下和子委員を選出いただいておりますが、当該協議会内における役職が令和4年12月23日付けで変更されたことに伴い、委員を交代したいとの申出があり、後任として高橋恵美氏の推薦が令和4年12月27日付けでございました。

このことから、草加市奨学資金貸付条例第13条第2項の規定によりまして、市長が令和5年1月19日付けで草加市奨学資金貸付審査会委員に委嘱しましたことをご報告申し上げるものでございます。

なお、高橋恵美氏の委嘱期間につきましては、委嘱日の令和5年1月19日から、前委員の残任期間である令和5年6月30日までとなっております。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○宇田川久美子委員 退任された方と新しい方の年齢というのは。

○説明員 丹下委員は74歳、新しく委嘱される高橋恵美さんにつきましては、1月1日付けで72歳となっております。

○山本好一郎教育長 それでは、続きまして、第1号報告と追加提出をいたしました第2号議

案及び第3号議案でございますが、先ほどご了承いただきましたとおり秘密会とさせていただきます。

説明者は残り、それ以外の方は退室してください。

_____ 執行部退席 _____

_____ (秘密会) _____

_____ 執行部着席 _____

○山本好一郎教育長 それでは、審議を再開いたします。

秘密会での審議結果でございますが、第1号報告につきましては承認いたしました。

また、第2号議案及び第3号議案については可決いたしました。

◎その他

○山本好一郎教育長 続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○教育総務部長 特にございません。

○山本好一郎教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について事務局からお願いいたします。

○教育総務部長 次回の教育委員会会議の日程でございますが、令和5年第2回定例会につきまして、2月7日火曜日、時間は午前9時から、場所は本日と同じ教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○山本好一郎教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。

午前9時40分 閉会